

毎月確認しましょう！被扶養者の収入額

被扶養者の資格調査（以下「検認」という。）については、御協力いただきありがとうございました。

検認は毎年行いますので、確認書類（給与明細書や雇用条件が分かる書類・送金確認書類等）は適切に保管するようお願いします。

今回の検認では、以下のような収入限度額超過による取消が見受けられたため、被扶養者の収入状況を常に確認いただくようお願いします。

●パート収入が4か月連続して108,334円以上あった

パート・アルバイト等で、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは4か月の初日に、認定取消となります。

ただし、勤務条件説明書等で収入超過が見込まれる場合は、雇用時点で取消となります。



●被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上あった

被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上になったときは超過した月の初日に、認定取消となります。

（12か月の期間は暦年や年度ではなく、9月から翌年の8月、12月から翌年の11月などのように、どの12か月の累計が超えても認定取消となります。）

※ 被扶養者の収入には、給与収入の内の通勤費、遺族年金や障害年金などの非課税収入も含めます。所得証明書等に記載されないため、非課税収入の有無について確認してください。

※ 令和5年4月以降、障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者・60歳以上の者の収入限度額は、月額15万円、年額（12か月の累計）180万円となります。

【参考】今回の検認で被扶養者の認定を取消した件数（令和5年7月1日から令和5年10月15日まで）

区 分	取 消 事 例	件数（件）
就職	新しい保険証を取得していた	75
収入限度額超過	不安定収入で12か月の累計が130万円以上であった 雇用保険の基本手当や公的年金を受給していた 等	42
収入限度額超過見込	パート等の雇用条件で収入限度額を超える見込みがある 等	15
扶養認定替え	共同扶養者の収入の逆転	2
計		134

◎ 最も遡及して認定を取り消した日 令和3年9月1日

公費を受けたら共済組合に届け出ましょう

県や市町村は、さまざまな医療費の助成（公費）を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。（指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等）

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、既に届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式（様式集 § 9-039）により当共済組合に届け出てください。